

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月16日から同年10月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の年金記録の内容を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を得た。
業務命令でA事業所B工場からA事業所本社に転勤したのであり、途中で退職しているわけではないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立人の退職証明書、C健康保険組合の回答及び同僚の証言から、申立人はA事業所B工場に継続して勤務し（昭和45年10月1日にA事業所B工場からA事業所本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B工場における昭和45年8月のオンライン記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和48年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月21日から同年11月21日まで

申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、A事業所に継続して勤務していたことは間違いのないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事業所（A事業所の後継事業所）から提出された労働者名簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和48年11月21日にA事業所から同事業所B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和48年8月の被保険者原票の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は、昭和19年10月1日、資格喪失日は20年9月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間を確認できないとの回答を得たが、A事業所に就職し、B業務をしていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の二男が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張しているA事業所における勤務の状況並びに爆撃による工場被害及び避難経路に係る申立人の説明は、具体性があり、これらは当該事業所のOB会回顧録の内容及び当該事業所OBの証言とも一致していることから判断すると、申立人は、当該事業所に継続して勤務していたことを認めることができる。

また、年金事務所が管理するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の記録は無いが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、A事業所において当時の申立人の旧姓で昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。なお、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、労働者年金保険法が厚生年金保険法に改正され、保険料徴収が開始された同年10月1日とすることが妥当であると判断する。

さらに、上述の払出簿において、申立人と同日にA事業所で厚生年金保険の

被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には記録が無いが、オンライン記録において、A事業所に係る申立期間の厚生年金保険の加入記録を確認することができる。

加えて、同被保険者名簿を管理していた社会保険事務所は、戦争により被保険者名簿についてはすべて焼失したことから、被保険者名簿の復元を行ったとしているが、当時復元が完全に行われなかったことがうかがわれる。このため、申立人の被保険者記録も復元時に欠落したものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に被保険者資格を取得し、20年9月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

静岡国民年金 事案 1279 (事案 734 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 52 年 3 月まで

母親は、私が大学を卒業した昭和 49 年に市役所で国民年金の加入手続を行い、金融機関の窓口で手書きの納付書を使い 47 年 4 月までさかのぼって 2 年分の保険料を納めていたため、未納とされていることに納得がいけない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の母親は、申立人が大学を卒業した時に国民年金の加入手続を行い、2 年分の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているものの、申立期間のうち昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月までは、申立人が学生であったことから、国民年金への加入は任意であり、制度上、任意加入の対象となる期間について、さかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできず、当該期間の保険料はさかのぼって納付することもできなかつたと考えられること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号が 54 年 7 月に払い出されていることなどから、申立人の母親はこのころ申立人の加入手続を行い、これにより申立人は申立人が大学を卒業し国民年金への加入が強制となった 49 年 4 月までさかのぼって被保険者資格を取得したと考えられること、iii) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で時効前であった 52 年 4 月までさかのぼり、同月以降の保険料を過年度納付したことがうかがわれ、当時実施されていた特例納付を利用した形跡も見当たらないこと、iv) 申立人の母親の納付金額等の記憶が曖昧であることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 5 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに当たり、申立期間の保険料を納付していたこと

を示すような新たな資料、事情は特に無いとしている上、再度、申立内容に係る確認も行ったが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私は、退職する時に、会社から年金についての説明があり、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したはずなので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の直前まで在籍していた会社を退社する時に、会社から退職後必要な手続等に係る説明を受けて、自身と同様に退職した数名の者と一緒に国民年金の加入手続等の諸手続をすべて行った覚えがあるので、加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付も行ったはずであると述べているところ、申立人は、自身の所持する年金手帳には、申立人が主張するように当時手続を励行していれば記載されているべき申立期間に係る国民年金の加入記録が記載されていないとしている上、申立人に対して、申立期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は申立期間について国民年金の加入手続を行ったとは考え難く、未加入であったため、保険料の納付を求められることも無かったと考えられる。

また、申立人は、申立期間について、国民健康保険にも加入していたとしているが、申立人の居住する市の回答により、申立期間当時、同保険に加入していなかったことが確認できるほか、申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付を行った場所、自身と一緒に加入手続を行ったとする者についても具体的な記憶が無いなど、申立人の記憶は曖昧であり、申立人の主張から申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付が行われたことは推認し難い。

さらに、申立人が居住する市において、申立期間当時、申立人に係る国民

年金被保険者名簿が作成されたこともうかがえず、申立期間が未加入期間とされているオンライン記録との矛盾は無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月

私は、昭和 62 年 3 月の退職後に実家のある町に戻り、次の仕事を探している時期に、役場職員から電話による保険料納付の督促があり、窓口で保険料を納付したはずであるので、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、町（現在は合併により市）の役場の職員から申立期間の国民年金保険料の督促があったので、役場窓口で保険料納付を行ったと主張しているところ、i) 同町に転入後、保険料の督促を受ける前後に、申立人自身では国民年金加入手続を行っていないとしていること、ii) 申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないこと、iii) 同町にも申立人に係る国民年金被保険者名簿は無いことから、申立人が申立期間に国民年金被保険者資格を有していたことが推認できず、申立期間の保険料について納付を求められたとも推認し難い。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付金額や納付時の具体的なやり取り等についても覚えていないとしている。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納付するきっかけとなった町役場からの国民年金保険料の督促について、電話により行われ、「会社を辞めた後は国民年金に入らなければならない。その掛け金を役場まで支払いに来てほしい。」とするものであったとしており、その内容は、国民年金の加入勧奨であったとも考えられるが、同町では、申立期間当時、加入の勧奨は電話ではなく文書により行っていたとしており、申立人の主張とは相違している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(確定申告書、家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 12 月から 55 年 3 月までの期間及び平成 3 年 3 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 12 月から 55 年 3 月まで
② 平成 3 年 3 月から同年 7 月まで

私は、申立期間①当時は学生で親元を離れて生活をしていた。住民票は親元に置いたままであったため、親が私に代わり国民年金の加入手続きを行い、保険料も市役所あるいは郵便局などで納付していたと思う。申立期間②については、会社を退職した平成 3 年 3 月ごろに私が市役所にて国民年金の加入手続きを行い、保険料は、毎月、郵便局や金融機関の窓口で納付書に現金を添え納付期限までに納付したため、申立期間が未納及び未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする両親からも当時の状況について聴取することはできないことから、加入手続き及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は申立期間①の始期である 20 歳到達時から国民年金被保険者資格を取得しているところ、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 8 月 27 日に払い出されたものであり、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないこと、ii) 申立人の居住する市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿から、申立人は、同年同月 1 日に行われた国民年金被保険者資格取得の届出により 20 歳到達時までさかのぼって同資格を取得したことが確認できることから、当該届出まで、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立人の両親が申立期間①の保険料を納

付することはできなかったと考えられる。

申立期間②について、申立人は、会社を退職した際に市役所で加入手続きを行い、その後、送付された納付書を用いて保険料を納付したと述べているところ、申立人の所持する年金手帳を見ると、申立期間②当時、申立人が国民年金被保険者資格を有していたことを示す記載は無い上、市の国民年金被保険者名簿でも申立期間②は未加入期間となっており、オンライン記録との齟齬も無く、未加入とされている申立期間②について納付書が発行されたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間②に係る保険料の納付場所について、自宅や駅近辺の可能性が高いとするのみで、具体的な記憶は無いとしており、納付金額についても覚えは無いとしていることから、申立人の主張から申立期間②の保険料が納付されたことを推認するのは困難である。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 5 月の結婚を機に地区納税組合に加入し、61 年 4 月に第 3 号被保険者に切り替わるまで同組合の当番に納付書を添えて現金で国民年金保険料を納めており、申立期間の保険料を納付したこととなっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、昭和 61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者に切り替わるまで、国民年金保険料を集金により納付していたと述べているところ、オンライン記録上、60 年 4 月 24 日をもって国民年金被保険者資格を喪失したとされており、これにより申立期間は国民年金の未加入期間であったことになるため、申立期間に係る納付書は発行されず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人が申立期間当時、国民年金に任意加入していたとすると、当時の事務処理として、昭和 61 年 4 月の改正法施行に備え、「国民年金任意加入被保険者現況届書」を同年 1 月 31 日までに提出することにより第 3 号被保険者とされ、同年 5 月に国民年金第 3 号被保険者該当通知書が送付されていたものと考えられるところ、申立人は上記届書及び該当通知書に係る記憶は無い上、同年 7 月 9 日付けで、同年 4 月から第 3 号被保険者となる事務処理が行われたことが確認できることから、申立人は、申立期間当時、上記改正法施行に備えた事務処理の対象となる任意加入被保険者には該当していなかった（未加入であった）こともうかがわれ、60 年 4 月 24 日をもって国民年金被保険者資格を喪失したとされていることとも符合している。

さらに、申立人が居住する市の被保険者名簿等でも、昭和 60 年 4 月 24 日

付けで任意加入被保険者の資格を喪失したため、申立期間は未加入期間となっており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年3月24日から30年1月1日まで
② 昭和37年6月から38年11月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

しかし、申立期間①はA事業所で、申立期間②はB社C所で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A事業所が、昭和29年3月に閉鎖された後も、当該事業所における労務担当者のもとで、数名の同僚とともに事業を継続し、当該労務担当者から給料をもらい、同年12月末日まで勤務した。」と主張している。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、A事業所は、昭和29年3月24日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、申立人が申立期間①と一緒に勤務したと記憶する元労務担当者及び元同僚も、オンライン記録により、当該期間について厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、前述の元労務担当者とは連絡がつかず、前述の元同僚も亡くなっていることから、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について証言を得ることはできない。

加えて、A事業所における複数の元従業員は、「A事業所が閉鎖後、従業員の多くは失業保険をもらっており、当該事業所がD事業所として再開されるまでの期間に、別の会社が事業を行っていたという話は聞いたことがない。」と証言している。

申立期間②について、申立人は、昭和 37 年 6 月 5 日に B 社 C 所が発行した申立人に係る身分証明書を提出し、「C 所や地方にあった実験施設において、上司と二人で業務に従事していた。」と主張している。

しかし、B 社に照会したところ、「申立人が C 所の社員であったとの人事記録は見当たらない。申立人が提出した C 所における身分証明書について、同証明書を発行する従業員の範囲が、正社員だけか、パート従業員などの者も対象となるか、不明である。」と回答している。

また、申立人が記憶する上司は、「E 市の C 所の実験施設に勤務していたころ、会社の方針で申立人を助手として現地採用した。助手は臨時社員であり、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

さらに、申立人は、昭和 36 年 4 月から 41 年 1 月まで国民年金に加入し、申立期間②を含む、37 年 4 月から 41 年 1 月までの期間、国民年金保険料の申請免除を受けていることが、オンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。